

申請者 各位

株式会社日本住宅保証検査機構

## 住宅省エネラベル適合性評価業務終了のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件、平成29年3月末を以て、省エネ法に定める登録建築物調査機関が廃止され、当該機関がおこなう住宅省エネラベル適合性評価業務も廃止となります。

これに伴い、弊社がおこなう住宅省エネラベル適合性評価業務については、平成29年2月28日(火)申請分をもちまして受付を終了させていただきます。

下記の事項にご留意のうえ、お申し込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 受付期限について

#### 受付期限：平成29年2月28日(火)

- 郵送申請 上記の受付期限までの到着分で不備がないものを受付いたします。
- Web申請 上記の受付期限までの登録分で不備がないものを受付いたします。

郵送またはWeb以外の手段では申請いただけません。(FAXやメール等不可)  
申請図書に不足書類等の不備がある場合は、3営業日以内に不備を解消してください。  
不備が解消された時点で受付いたします。

### 審査について

- 受付時に発行する引受承諾書に記載の業務期日内に審査結果をご連絡いたします。  
審査結果で申請図書の補正がない場合は、住宅省エネラベル適合証を交付します。  
申請図書の補正が必要な場合は、補正依頼確認書を送付しますので、速やかにご対応をお願いいたします。

### 3月末までに住宅省エネラベル適合証が交付とならない場合

- 弊社が審査をおこない補正依頼確認書を送付している場合は、審査料金の返還はいたしません。  
申請物件は取下げをおこなっていただくか、弊社、住宅省エネラベル適合性評価業務規程第10条3項に基づき「住宅省エネラベル適合証を交付できない旨の通知書」の交付をもって審査を終了させていただきます。

※変更申請及び再交付につきましても、3月末をもって業務を終了させていただきますので、申請の際はご相談ください。

#### 【上記に関するお問合せ】

最寄の支店または各性能評価センターまでお願いいたします。